

必要書類チェックリスト【実績報告時】

注意

- ・ 外部給電器の発注は必ず「補助金交付決定通知書」の発行日以降でなければなりません。
- ・ 交付申請後に違う機種に変更した場合、補助金交付ができなくなります。

書類提出にあたり、最後にもう一度ご確認ください。リース会社の実績報告に必要な書類は以下の通りとなります。

- ・ 添付する書類は全て**片面A4サイズ**とし、**ホッチキス止めは禁止**です。
下記の順番に書類を揃えて送付してください。
- ・ 実績報告書及びその他の様式に必要な事項がもれなく記入されていますか？
- ・ 申請者の名前と書類等に記載された名前は全て一致していますか？

【実績報告時の提出書類】

- ☐ 実績報告書（様式18）
- ☐ 外部給電器購入完了報告書（様式19）
- ☐ 外部給電器本体の写真2枚（写し）
※外部給電器の「本体全体」及び「型式・製造番号部分を拡大したもの」
- ☐ 保証書（写し）
- ☐ 外部給電器の発注を確認する書類：注文書 / 発注書 / 契約書等
（いずれか1つ、写し）
- ☐ 外部給電器の購入価格を確認する書類：注文書 / 請求書 / 契約書等
（いずれか1つ、写し）
- ☐ 外部給電器の支払いを確認する書類：領収証 / 振込依頼書（写し）
- ☐ 振込先を確認する書類：
通帳、キャッシュカード、Web画面のスクリーンショット等（いずれか1つ、写し）
- ☐ リース契約の確認書類：リース契約書（賃貸借契約書）（写し）
※契約書にリース開始日、リース期間、リース料金、外部給電器の情報
（メーカー名、型式、製造番号等）の明記がない場合は別途、借受証
等の付属書類が必要です。
※転リースの場合は、中間リース会社のリース契約書（賃貸借契約書）も
必要です。
- ☐ リース料金の確認書類：貸与料金の算定根拠明細書（様式3）
※転リースの場合は、中間リース会社作成の貸与料金の算定根拠明細書
（様式3）も必要です。
- ☐ 【手続代行「無」→「有」の場合、手続代行者(社名)が異なる場合】：
「手続代行者登録届出書」（様式20）